

**子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の給付について
～4月19日に652世帯へ通知を発送、同月23日から順次支給～**

子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯に対して4月19日に通知文書の発送と申請の受け付けを開始し、4月23日から順次、給付金を支給します。

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の支出の増加などの影響を受けやすい低所得の子育て世帯に対し、その生活を支援することを目的に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。4月7日付けの国からの通知を受け、全国の自治体において実施するものです。

2. 支給額

児童1人あたり一律5万円 (予算額52,000千円)

3. 対象世帯について

1) 対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

2) 発送数 652世帯 (令和3年4月14日時点)

対象者	世帯数		申請手続き
①	616		不要
②	16	令和2年度のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に申請のあった世帯	必要
③	20		

※通知が届かない方について

今回通知が届かなかった方においても、ひとり親世帯であって、公的年金を受給しているために児童扶養手当の認定申請を行っていない方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方につきましては、対象となる可能性がありますので、下記窓口までお問い合わせください。

4. その他

国では、低所得のひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯に対しても子育て世帯生活支援給付金(その他低所得の子育て世帯分)の給付を行うべく制度設計に着手されています。詳細が決まり次第、市において支給の手続きを進める予定です。

【お問い合わせ先】

舞鶴市健康・子ども部 子ども総合対策室 子ども支援課

TEL:0773-66-1094、FAX0773-62-7957、E-Mail:k-shien@city.maizuru.lg.jp